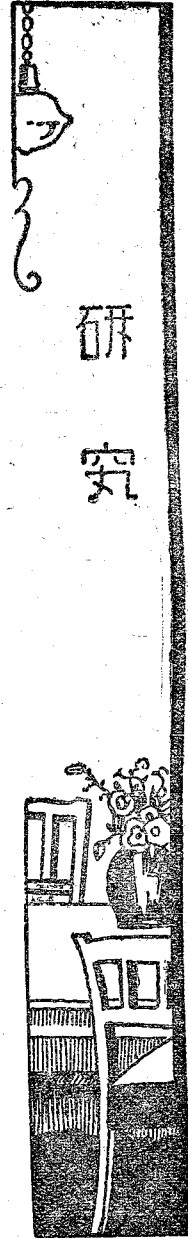


# 研究



## 獨逸道路交通法

### 人及車輛ノ道路交通許可令 (五)

多田基

#### 第六十二條

電氣自動車ノ特別規定

(一) 電動機、スイッチ等ハ、運轉中ニ生ズル虞アル發火現象ニ依リテ可燃性物質ニ點火セザルヤウ配置スベシ。

之等ニ可燃性液體ノ導管ヲ接近セシムベカラズ。

(二) 電氣自動車ノ蓄電池ハ、木材ノ上ニ設置スルコト

ヲ得。但シ、濕潤ノ増加及酸ノ滲出ノ防止ヲ行ハザルベカラズ。セルロイドヲ箱及電解物ノ外部ニ用フベカラズ。車輛ノ電氣裝置ハ、指導ヲ受ケタ人員ノミガ取扱フ場合ニ限り、種々ナル電壓ノ諸部分ニ對スル接觸防止設備ハ必要トセズ。蓄電池ハ、旅客ニ近接セシムベカラズ。通風ハ十分ニ留意スベシ。

(三) 電源ト運轉發動機トノ間ノ全導線ノ横断面ハ、發動機ノ常用電流量 (Dauerstromstärke) ニ應ジ、標準表 DIN VDE 三五六〇號又ハ本號以上ノ表ニ據リテ測定スベシ。制動器電流ノ導線ノ横断面ハ、尠クトモ運轉電流導線ノ横断面ノ大キサト同一ニナスベシ。其ノ他總ベテノ導線ハ、一般ニ次表ニ列記セル電流ノ強サヲ絶エズ裝荷センメルコトヲ得ルモノトス。

(單位アムペア)	6	6	10	15	20	25	35	60	80	100	125	160	190	225	260
電流ノ強サ	1	1.5	2.5	4	6	10	16	25	35	50	70	95	120	150	
(單位平方吋)	0.75	1	1.5	2.5	4	6	10	16	25	35	50	70	95	120	150
銅線横断面															

(四) 被覆ナキ導線ハ、他ト分離シ接觸防止ガ施コサレタル時ノミ許可ス。車輛ノ絶緣導線ハ、ソノ絶緣ガ特ニ近接抵抗物又ハ加熱裝置ノ溫度ニ依リテ損傷セラレザルヤウ配置スベシ。走行用導線ト制動用導線ト他ノ裝置トノ聯絡ハ安全ナル螺旋又ハ纖維ニ依リテ行フベシ。

(五) 平行セル走行用絶緣導線ハ、夫レ夫レノ導線ノ移動又ハ摩擦或ヒハ分離ヲ回避スル爲ニ、防水ノ共通被覆デ

包ミ、之ヲ多重導線トナスベシ。該導線ガ金屬板、床又ハ其ノ他ノ物ヲ貫通スルトキハ、絶緣物ニ依リテ摩擦ヲ防止スベシ。導線ノ突出部分ニハ、防水被覆ニ依リテ嚴重ニ覆フベシ。車内ニ於イテハ、絶緣導線ヲ直接ニ木ノ上ニ置キ又ハ木緣デ覆フコトヲ得ルモノトス。

(六) 導線ヲ扭ヂ曲ゲル場合ニハ、其ノ導線ハ曲ガ易キ撚線ニテ製作スベシ。又該線ヲ絶緣スル限リ耐風雨ノ裝置ヲナスベシ。運轉電源ヨリ電力ノ供給ヲ受ケル燈火用導線ハ、ゴム被覆線トナスベシ。

(七) 絶緣導線ノ材料ハ、六五ヴォルト以上ノ電力ニ於イテハ、「強電流ノ絶緣裝置ノ絶緣導線規定」(VDE 0250)ニ從フベシ。

(八) 電氣自動車運轉ノ爲ノ架空線ニハ、「電氣軌道規定施行規則」(VDE 0115)ヲ適用ス。

(九) 總ベテノ電力運轉車輛ハ DIN VDE 3650ノ標準表ニ依リテ主安全ヒューズ(Hauptabschmelzsicherung)或ヒハ發動器ノ常用電力ノ一倍半(第三項参照)ニ適セル

自動遮斷器<sup>スライツ</sup>ヲ裝置スベシ。運轉電流ヲ通ゼザル總ベテノ回線ハ特ニ安全ニスベシ。運轉電流ト無關係ナル制動器導線ハ、安全裝置ヲ施スニ及バズ。運轉用電池ヲ有セザルベン  
 デン又ハディーゼル電動車(電力輸送裝置ヲ有スル車輛)  
 ハ、主導線ニ安全裝置ヲ必要トセズ。總ベテノ電動車ノ運轉手坐席ヨリ操作シ得ル主要(應急)遮斷器<sup>スライツ</sup>ハ、制動器(Fahrschalter)トハ關係ナク運轉用電流ノ遮斷ヲ可能トナスベシ。主要(應急)遮斷器ハ、自動遮斷器ト結合シ得ルモノトス。運轉用電流ト關係ナキ制動器回線ハ、制動器ニ於イテノミ遮斷シ得ルモノトス。

### 3、其ノ他ノ路面車輛

#### 第六十三條

自動車規則及其ノ他ノ法律ノ適用

(一) 自動車及附隨車ノ大キサ、軸壓、車軸ノ位置及タイヤ<sup>イ</sup>裝置ニ關スル規則(第三十二條第一項、第二項、第三項ノ第一及第四項、第三十四條ヨリ第三十六條第一項迄)

ハ、其ノ他ノ路面車輛ニ適用ス。軸壓ノ再試験ニハ第三十條第三項ヲ適用ス。但シ計量ノ爲ノ迂回路ハ、六籽ノ代リニ二籽以上ニ及ブベカラズ。

(二) 本法ノ諸規定以外ニ、車輛ノ裝備、特ニ警戒裝置、車輛標識、投光器及尾燈並ニ車輛照明ニ關シテハ一九三七年十一月十三日ノ道路交通取締規則(Strassenverkehrsordnung)ヲ適用シ、路面軌道ニ關シテハ一九三七年十一月十三日ノ路面軌道ノ建設及運轉ニ關スル法律(Strassenbahn- und Betriebsordnung)ヲ適用ス。

#### 第六十四條

操縱裝置ト繋駕

(一) 車輛ノ操縱ハ容易ニナシ得ルモノトスベシ。  
 (二) (中央)ニ一本ノ轆(ノミ)ヲ有スル二頭立馬車ニ唯一頭ノ挽獸ヲ繋グコトハ、車輛ノ操縱ニ當リテ馭者ノ安全且ツ迅速ナル操作ガ保證セラレザルトキ、之ヲ禁ズ。コノ操作ハ、頸環具又ハ鞅<sup>コリグヒ</sup>ツキ頸革ヲ裝具スルカ、又ハ頸鎖(Schnurkette)及之ト同様ナ馬具ヲ引キ緊メテ行フコトヲ

得。車軋横木ガ鎖等ニテ固定セラレザレバ、二本ノ車軋横木ノ兩端又ハ唯一本ノ横木ニ馬ヲ繋グベカラズ。

第六十五條

制 動 器

(一) 總ベテノ車輛ニハ、車道ヲ損傷スルコトナク、走行中容易ニ操作シ、ソノ目的ヲ遂行シ得ル完全ナ制动器ヲ裝置スベシ。自轉車ニハ二個ノ獨立セル制动器ヲ裝置スベシ。手押車、橋並ニ走行中ノミ作業ヲ行ヒ得ル農林業用作業機械(例ヘバ、鋤機、條播機、草刈機)ニハ制动器ヲ必要トセズ。

(二) 車輛ノ速度ヲ減ジ、車輛ヲ停止セシメ得ル固定の裝置ハ、完全ナル制动器ト看做ス。荷車ノ制动器ハ、後方ヨリ操作シ得ル後車輪制动器ハ軸制动器(Spindelbremse)ニテ足ルモノトス。

(三) 制動木(Spertholz)、輪止メ(Hemmschuh)ハ補助手段トシテ、通常制动器ニ依リテ車輛ヲ完全ニ停止セシメザル時ニノミ使用シ得ルモノトス。

第六十六條

背 面 鏡

荷車ニハ、後方車道觀察ノ爲ノ鏡ヲ裝置スベシ。之ハ、背面鏡ノ合目的裝置ガ技術的ニ不可能ナル場合、並ニ農林業用機械ニハ適用セズ。

第六十七條

自轉車ノ照明

(一) 前方車道ノ照明ハ白色又ハ薄黄色トナスベシ。燈ハ、五〇米ノ距離ニ於イテ見得ルモノトスベシ。但シ眩光ヲ發スベカラズ。光錐ハ、其ノ中心點ガ燈ノ前方十米ノ距離ニ於イテ燈ヨリ發出スル時ノ半バノ高サニアルヤウ傾斜スベシ。燈ハ、走行中車道ヘノ其ノ傾斜ガ變更セザルヤウ車輛ニ裝置スベシ。

(二) 自轉車ノ電氣照明ハ、白熱燈ノ電壓ト電力消費ガ照明發電機(Lichtmaschine)ノ電壓ト電力出力ト一致セザルベカラズ。電壓及電力出力(消費)ハ發電機及燈ニ明記スベシ。白熱燈ノ電力消費及發電機ノ電力出力ハ、自轉

車速度が時速一五軒ニ於イテ三ワツトヲ超過スベカラズ。  
白熱燈ハ鈍色ニスベシ。

(三) 自轉車ノ電氣燈ハ、公認ノ構造タルベシ。自轉車  
燈ニハ、公式ノ合格證ヲ明記スベシ。

(四) 自轉車燈ノ試驗ニハ、獨逸物理技術試驗所ガ權限  
ヲ有ス。製作者(外國製品ナル場合ハ、獨逸ニ於イテ一手  
販賣權ヲ有スル商人)ハ、檢査ヲ受クベキ見本五個ニ設計  
圖ノ寫シヲ副ヘテ、檢査ヲ出願スベシ。該見本ガ、規定ニ  
從ヘル場合ハ、二個ニ試驗合格證ヲ明記ス。本證ハ矩形ニ  
シテ、試驗所ノ略字(PTR)ヲ太キ文字ニテ記入シ、又  
合格簿ヘノ登録番號ヲモ記入ス。認可證書ト合格證ノ明記  
セル見本一個ヲ一束ニシ、製作者(又ハ獨逸ニ於ケル代表  
者)ニ送附ス。合格證ヲ記セル他ノ商品見本及認可證書ノ寫  
シハ試驗所ニ保管スルモノトス。試験ニ要スル費用ハ、申  
請者ノ負擔トス。認可證書ノ所持者ハ、其ノ有効期間中公  
的合格證ヲ自轉車燈ニ記入シ、認可見本ト一致セルコト並  
ニ該自轉車燈ノ販賣ヲ行フ權能ヲ取得ス。

(五) 認可證書ニ基ヅク、所有者ノ權能ハ、三年後ニ消

滅ス。但シ有効期間ハ延長シ得ルモノトス。認可證書所有  
者ノ信用ガ喪失シタル時ハ、權能ハ剝奪セラレ、新權利ノ  
付與ヲ拒絶シ得ルモノトス。カカル場合、認可證書ハ商品  
見本ト共ニ提出スルモノトス。但シ場合ニ依リテハ回收セ  
ラルモノトス。試験所ハ、常ニ製作者(又ハ獨逸ニ於ケル  
代表者)ノ現在製作中ノモノヨリ或ヒハ倉庫ヨリ無料ニテ  
見本ヲ納入セシメ得ルモノトス。

## C 最終規定

### 第六十八條

#### 權限官廳

(一) 本法實施ニ、實質の權限ヲ有スル上級官廳トシテ  
ハ、プロイセンニ於イテハ行政長官及ベルリン市警視總監、  
バイエルンニ於イテハ州廳、ザクセンニ於イテハ地方長官、  
其ノ他ノ地方ニ於イテハ上級地方廳トナス。獨逸交通大臣  
ガ特別ノ規定ヲ設ケザル限り、行政官廳トシテハ、プロイ

センニ於イテハ郡警察署トシテ活動セル官廳、其ノ他ノ地方ニ於イテハ之ニ該當スル官廳ガ實質の權限ヲ有スルモノトス。

(二) 地域の權限ヲ有スル官廳ハ、他ニ規定ナキ限り申請者又ハ該當者ノ定住地ノ官廳、之ヲ缺クトキハ所在地ノ官廳トス(法人ニアリテハ、コノ法人ノ所在地ノ官廳ノ商社ニアリテハ關係住居地ノ官廳、官廳ニアリテハ諸官廳、事務所トス)。地域の權限ヲ有スル官廳ノ權能ハ、全國ニ有效トス。申請ハ、地域の權限ヲ有スル官廳ノ同意ヲ得レバ、他ノ地方同格官廳ニ依リテ取扱ヒ、之ヲ決定スルヲ得ルモノトス。交通安全上即時ニ干渉ヲ必要トスル時ハ、地域の管轄官廳ノ代リニ、之ト同格ノ總ベテノ官廳ガ本法ニ基ツキ處置ヲ行ヒ得ルモノトス。

(三) 本法ニ基ツク行政官廳及上級官廳ノ權限ハ、國防軍、警察、獨逸郵便及獨逸鐵道並ニ獨逸親衛隊、親衛監視隊ノ職分ニ對シテハ、各專任大臣又ハ親衛隊長ノ決定ニヨリテ、其レ等ノ事務所ガ監督スルモノトス。

### 第六十八條

#### 適用範圍

本法ハ、自動車専用道路交通又ハ夫レ夫レノ交通種類ニ對シ特別法ガ適用モザル限り、全道路交通ニ適用スベシ。本法ハ、一九三七年十一月十三日ノ道路交通取締規則ト共ニ道路交通ノミノ規定ヲ含ムモノトス。

### 第七十條

#### 例外規定

(一) 六十三條及第五十二條、第六十五條ト共ニ第三十條ヨリ第三十六條ニ至ル規定ノ例外ハ、一般又ハ特定ノ場合ニ關シテハ、上級行政官廳ガ認可シ得ルモノトス。本法ノ全規定ノ例外ハ、獨逸交通大臣又ハ當該大臣ノ認定セル地位ノ者ガ認可シ得ルモノトス。第三十二條、第三十四條ヨリ第三十六條ノ例外及第六十五條ノ一般の例外ハ其ノ承認前ニ各地方又ハプロイセンノ上級道路官廳、必要ニ應ジテハ又道路建設義務者ガ聽取スベキモノトス。各例外規定ノ地域の適用範圍ハ之ヲ決定スベシ。

(二) 國防軍、警察、消防隊、國境監視隊並ニ獨逸親衛隊及同監視隊ハ、彼等ノ重大任務ヲ遂行スルニ必要アル場合、本法ノ規定ヲ免ヌカシモノトス。

#### 第七十一條

#### 處罰規定

本法ノ規定又ハ、本法施行ノ爲ニ發セラレタル獨逸交通大臣ノ命令ヲ故意ニ又ハ過失ニ依リテ違反セル者ハ、最高一五〇ライピス・マルク迄ノ罰金又ハ禁錮ニ處ス。

#### 第七十二條

#### 施行ト暫定的規定

(一) 本法ハ一九三八年一月一日ニ實施ス。

(二) 但シ、一九三八年四月一日ニ實施セラルモノハ次

ノモノトス。

第十八條第二項 作業機械ノ標識ニ關スル規定。

第五十條第五項 初メテ許可ヲ受ケル自動車ニ對スル

モノ。但シ其ノ他ノ自動車ニ對シテハ一九三九年四

月一日ヨリ實施ス。

第五十九條 本規定ガ、舊規定ニ對シ新要求ヲナス限

リ之ヲ實施ス。一九三八年四月一日前ニ初メテ許可セラレタル自動車ニ對シテハ舊規定ヲ引キ續キ適用ス。

一九三八年十月一日ニ實施セラルモノハ次ノモノトス。

附隨車ノ許可手續ニ關スル規定、但シ始メテ運轉セラルル附隨車ノミニ適用スルモノトス。他ノモノニ對シテハ獨逸交通報B版(Reichs-Verkehrs-Blatt Ausgabe B)ノ別ノ規定ニ從フモノトス

第二十二條第三項 初メテ交通ニ用ヒラルル車輛部分品ニ對スルモノ。他ノモノニ對シテハ獨逸交通報B版ノ別ノ規定ニ從フ。

第三十二條第三項 但シ、本規定ハ初メテ許可セラルル車輛ノミニ適用ス。

第四十條 但シ、本規定ハ、初メテ許可セラルル自動車ノミニ適用ス。

第四十一條 初メテ運轉セラルル自動車及附隨車ニ對

スル規定。他ノ附隨車ニ對シテハ一九四〇年十月一日ニ實施ス。全重量七噸以上ノ附隨車ニシテ未ダ附隨車證ノ作製セラレザルモノニ對シテハ、車輛運轉手ガ公認専門家ノ證書ヲ携行スベシ。本證書ニハ、附隨車車臺ノ製作番號ヲ明記シ、制動器ノ操作ノ安全ヲ證明スベシ。列車的ニ製作セル附隨車ニ對シテハ、本證書ノ代リニ、一通ノ證書ヲ携行ニテ足ルモノトス。但シ本證書中ニハ、製作者（外國製車輛ニ於イテハ國內ニ於イテ一手販賣權ヲ有スル商人）ガ、左ノ證明ヲナスベシ。即チ本附隨車ハ、公的證明ノ寫本ニ添附セル公認専門家ノ證書ニ依リテ運轉上安全ナル型式ニ從ヘルモノナルコトヲ證明スベシ。

第四十二條

第四十三條第一項及第二項

第四十四條

第四十五條第一項（注入管ノ設置ニ關スル規定）及第二項。但シ該新規定ハ、初メテ許可セラルル車輛ニ

ノミ適用スルモノトス。

第四十七條 本條ハ、初メテ許可セラルル貨物自動車ノ排氣管ノ方向ニ關シ適用ス。

第五十三條 本條ハ、初メテ許可セラルル車輛ニ適用ス。但シ其ノ他ノモノニハ、獨逸交通報B版ニ記入セル他ノ規定ニ從フモノトス。新規定ノ施行迄舊規定ヲ適用ス。

第五十四條 裝置ノ測定及型式ノ要求ニ應ゼザル方向指示器ノ規定。

第五十六條 本規定ハ舊規定ニ對シ新要求ヲ提出スル場合ニ限り適用スルモノトス。

第五十七條 但シ本規定ハ、初メテ許可セラルル車輛ニノミ適用ス。

第六十條 本規定ハ、初メテ適用セラルル車輛ニ適用ス。其ノ他ノモノニ對シテハ、獨逸交通報B版ニ記載セル規定ニ從フ。新規定ノ實施迄ハ、新舊規定ノイヅレヲモ適用シ得ルモノトス。



第六十一條 但シ、許可手續ニ關係セル附隨車ニノミ適用ス。

第六十七條第三項 但シ本規定ハ、初メテ使用セラルル自轉車燈ニノミ適用ス。他ノモノニ對シテハ、獨逸交通報B版ニ記載セル他ノ規定ニ從フ。

(二) 從來運轉手免許ヲ要セザル自動車ニ對シテハ、一九三八年十月一日迄無免許制ハ存續スルモノトス。

(四) 型式許可書ノ有効期間ニ關スル規定ハ、一九三八年四月一日以降ニ於イテ三箇年以上ノ有効期間ヲ收得シタル型式許可書ニ適用スルモノトス。

(五) 自動車ノ地上間隙(第三十三條)ニ關スル規定ハ一九三六年一月一日以降ニ於イテ初メテ許可セラレタル車輛ニノミ適用スルモノトス。但シ一九三六年二月三日ノ公布(獨逸交通報第五號二十四頁)ニ規定サレタル例外規定ハ除外ス。但シ前車輪主動ノ自動車ニ對シテハ、獨逸交通報B版ノ他ノ規定ニ依ルモノトス。

(六) 漁業港車輛ニ於ケル車輪裝置ニ關スル規定ニ從フ

必要ナル車輪改造ハ、獨逸交通大臣ノ指示ニ從ヒ、上級行政官廳之ヲ監督ス。

附錄第一

自動車標識案

(識別標)

國防軍:

- 陸軍.....WH
- 海軍.....WM
- 空軍.....WL
- 獨逸郵便.....RP
- 獨逸國有鐵道.....DR
- 警察.....POL
- 親衛隊及同監視隊.....SS
- プロイセン:
- ベルリン警察部直.....IA
- ポーゼン・グェストプロイセン邊疆州.....IB
- オストプロイセン州.....IC
- ブランデンブルク州.....IE

ホムスルン州.....	IH
オーベル及ニエデル・シュレージエン州.....	IK
ジグマリソング管區.....	IL
ザクセン州.....	IM
シュレスヴィグヒ・ホルシュタイン州.....	IP
ハノーヴェル州.....	IS
ヘッセン・ナツサウ州.....	IT
ヴェストフアレン州.....	IX
ヂュツセルドルフ管區.....	IY
ヂュツセルドルフ管區以外ノライオン州.....	IZ

**バイエルン:**

ミュンヘン都區.....	IIA
オーバーバイエルン管區.....	IIB
プファルツ管區.....	IID
オーバープファルツ管區.....	IIE
オーバープフレンケン管區.....	IHH
ニエルンベルク及フュールト都區.....	IIN
ミツタルプフレンケン管區.....	IIS
ウンテルプフレンケン管區.....	IIU
シュヴァーベン及ノイデルク管區.....	IIZ

**ザクセン:**

a) ドレスデン・バウチエン地方管區	
バウチエン, レーバウ, チタウ	カヌツ管區..... I
b) ドレスデン警視廳管區, ドレスデン, フライベルク, ビルチ, マイセン, グローゼン, ハイシ, チボルチスザアルデ管區, サイダ小管區.....	II
ライプチヒ地方管區.....	III
ケムニツ " .....	IV
ツヴァイカウ " .....	V

**ウュルテムブルク:**

シュトットガルト警視廳管區.....	IIIA
バウクナング, ベジークハイム, ベーヴリンゲン, デラツクテンハイム, エスリソゲン地方管區.....	IIIC
ハイルブロン, レオンバルク, ルードヴィヒスブルク, マールバッハ, マウルブロン地方管區.....	IIID
ネツカースルム, フライヒンゲン, ヴァア	

ナリソグン地方管區及シュトツトガルト  
 廳管區……………III E  
 バリソグン, カルザ, フロイデソシユタツ  
 ト, ヘルンメルク, ホルツ, チェルクト地  
 方管區……………III H  
 ノイエソビユルク, ニユルクソグン, オー  
 ペルソドルフ, ロイトリソグン, ロツチ  
 ソブルク地方管區……………III K  
 ロツトヴァイエル, シュパイヒソグン, スル  
 ツ, チュービソグン, トツトリソグン,  
 ウラーハ地方管區……………III M  
 アーレン, クライヌハイム, エルヴァソグ  
 ン, ガイドルフ, デラゾロン地方管區…III P  
 グミユント, ハル, ハイヂソハイム, キエン  
 ツェルヌスタウ地方管區……………III S  
 ナルゲントハイム, ネレスハイム, エーリ  
 ソグン, ショルソドルフ, ヴェルツハイ  
 ム地方管區……………III T  
 ビベラツハ, フラウボイレン, ヒソグン,  
 ガイヌリソグン, デツピソグン, キルヒ

ハイム地方管區……………III X  
 ラウフハイム, ロイトキルヒ, ミユソジン  
 ゲン, ラーヴェソスブルク, リートリン  
 ゲン地方管區……………III Y  
 ザウルガウ, チツトナソグ, サルム, ヴァル  
 トゼー ヴァソグン地方管區……………III Z  
 バーヂソ……………IV B  
 チューリンゲン……………IV B  
 ヘツゼソ……………V H  
 ハムブルク……………V H  
 メクレンブルク……………M  
 オルヂソブルク……………O I  
 フラウソシユヴァイク……………B  
 フンバルト……………A  
 フレーメン……………H B  
 タツペ……………L  
 シヤウムブルク・リツペ……………S L  
 ザール地方……………Saar